

工事現場事故“ゼロ”安全対策強化月間！ (8月、11月)

令和6(2024)年度「重点安全対策5項目」

令和5(2023)年度の本市の工事事故等の発生件数は5件発生し、休業4日以上となる重傷事故および死亡事故の発生は無く、それぞれ軽微な事故であった。

事故等の要因の多くは、基本的な安全対策の遵守不足や作業員の不注意、作業方法の欠陥等であり、未然に防げる事故等であった。

については、これまでの事故の傾向等も踏まえ、近年、市内において重傷事故および死亡事故が発生した8月と11月を安全対策強化月間とし、以下の5項目について重点的に安全対策を講じ、引き続き発注者・受注者ともに全力を挙げて事故防止に万全を期すこととする。

また、重点安全対策項目に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

【重点安全対策5項目】

1. 建設機械の稼働等に関連した人身事故防止！

2. 第三者等への損害事故防止！

3. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止！

4. 架空線および地下埋設物等の破損防止！

5. 熱中症の防止！健康管理の徹底！

1. 建設機械の稼働等に関連した人身事故防止！

令和5(2023)年度においては、本市では建設機械の稼働等に関連した「資機材等の挟まれ」および草刈り機による人身事故が3件発生した。

重大事故に繋がる恐れが高い事故発生形態であることから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

① 危険性の調査（リスクアセスメント）と安全管理活動の徹底

- 現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画に反映する
- 施工中における現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になった場合は、速やかにその原因を調査分析し、施工計画に反映させ適切な施工管理に努めること
- 機械、工具、仮設資材等の適切な取扱いについて取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底し、施工場所に危険な箇所が無いかに十分に確認し作業する
- 安全管理活動として、安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の実施を徹底する

② 適切な施工機械の選定および使用

- 建設機械作業にあたっては、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定する
- 建設機械の能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用を禁止する。特に移動式クレーンにおいては、機体は水平に設置し、アウトリガーの適切な使用を徹底する
- オペレーターに対して、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法等について、十分な教育を行い、適切な作業を実施する

③ 誘導員の配置

- 路肩、法肩等危険な場所での建設機械作業や人と建設機械との共同作業となる場合には、誘導員を適正に配置するとともに、誘導方法、合図等を確認し、オペレーターと誘導員が連携して人（作業員等）に対する安全を確保したうえで建設機械を誘導し、作業を実施することを徹底する

④ 玉掛け作業

- ロープが滑らない吊り角度・あて物・玉掛け位置等、荷を吊った時の安全を事前に確認すること

⑤ 作業員に対する作業方法の周知

- 建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知・徹底する
- 特に重機の誤作動による事故を防止するため、安全装置利用の徹底をすること
- 建設機械のオペレーターに対して、操作手順および運転時の注意事項等に関する十分な教育指導を行い、人材の育成、確保に努める

2. 第三者等への損害事故防止！

令和5(2023)年度においては、本市では通行車両への損害事故が1件発生し、事故には至らなかったが強風での資機材の飛散が1件発生した。

通行者や走行中の車両を破損させる交通事故や人身事故へとつながることから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

① 適切な交通誘導の実施

- 工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置すること
- 事前に具体的な誘導方法、合図等を確認すること
- 一般公道へは、あらかじめ定められた場所・方法によって出入りすること

② 狭い作業空間での安全確保

- 空間的に逃げ場が無いような場所での作業では、運転者、作業員および作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること

③ 一般車両、歩行者等の通行部分における良好な路面の確保

- 工事施工中に工事現場内および仮設通路等を一般の通行に開放する際は、車両、歩行者が安全に通行できる良好な路面の確保に留意すること。また、雨天等により路面の性能を損なう可能性がある現場は、現場巡視等を実施すること
- 段差が生じる場合は、適正な勾配を取り徐行看板等にて注意喚起を行うこと

④ 保安施設等の設置状況の確認

- 保安施設や現場で保管している資材等が、強風等で飛散・倒壊しないよう点検を確実にすること
- 保安施設や仮設材の張り出しによる通行支障が無いよう注意すること

⑤ 交通事故の防止

- 危険が予測される箇所には安全かつ通行の妨げとならないよう看板・標識類を設置し、注意喚起を行うこと。また、看板・標識類は視認性があるものを使用すること

⑥ 除草作業等における飛散の防止

- 飛散防止ネット等は十分に大きなものを設置し、適切な配置の徹底をすること
- 草刈り箇所の事前確認を行い、飛び石の原因となる石や堆積物を取り除くこと
- 草刈機の刃は地際から離し、高刈りをする
- 伸びている草は複数回で刈るなど刈り高さを調整すること
- 草刈りの角度、飛散防止ネットの位置を確認すること
- 長尺な飛散防止ネットや飛石飛散防止対策の施された機材の利用に努めること
- 草刈り箇所周辺の交通量や支障物、対象の繁茂状況に適した方法を選択すること

3. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止！

令和5(2023)年度においては、本市では足場・法面等からの墜落による人身事故はありませんでした。

しかしながら、足場・法面等からの墜落事故は、重大事故につながる危険があることから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

① 作業方法および順序の周知

- 足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法や作業手順を周知徹底する。また、作業手順書等においては現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること
- 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を遵守する

② 墜落防止設備の設置、使用

- 足場組立・解体時等の施工にあたっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(R5.3.14 改正)および「手すり先行工法等に関するガイドライン」(R5.1.26 改正)の遵守により、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する
- 特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の転落防止対策として、「墜落防止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とすること

③ 安全通路の設定、周知徹底

- 墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示する

④ 「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- 「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第 539 条 (H28.1.1 試行) を遵守する

4. 架空線および地下埋設物等の破損防止！

令和5(2023)年度においては、本市では架空線および地下埋設物等の破損事故はありませんでした。

しかしながら、例年注意喚起しているにもかかわらず、一度発生してしまうと社会的影響が大きいと引き続き、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

① 架空線に対する事前確認

- 架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（場所・高さ等）、管理者を確認するとともにオペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、準備作業時や予定外作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する
- 架空線付近で作業する場合は、電線防護等を行ったうえで、所定の間隔を確保して作業すること

② 地下埋設物に対する事前調査

- 地下埋設物の存在が予想される箇所は、作業に先立ち図面等の照合、埋設物管理者の立会いを必ず行うとともに、試掘等により地下埋設物の確認を行うこと
- 設計図書に記載がない場合でも、掘削を行う作業があるときには、埋設物の有無の確認を行うこと
- 郊外地、山間地の場合であっても埋設物を十分に確認すること
- 埋設物の近傍では、手掘りにより慎重に施工し、安易に機械掘削を行わないこと

③ 目印表示等の設置、作業員への周知

- 工事関係者に架空線や埋設物位置を周知するため、目印表示や看板を設置するとともに、必要に応じて保護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、作業員に対して周知・徹底すること

④ 監視・誘導員の配置

- 建設機械による作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置すること
- 架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導を徹底する

⑤ アーム・荷台は下げて移動

- 架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームやブーム、荷台を下げるよう指導し、下げた状態の確認方法については作業計画書に明記し周知徹底すること

5. 熱中症の防止！健康管理の徹底！

令和5(2023)年度においては、本市では熱中症の発生はありませんでした。

しかしながら、近年の猛暑日の発生状況を考えると今後も発生が懸念され、高温多湿な作業環境下では必要な措置を行わなければならないことから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

① 良好な作業環境の確保

- 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また、近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品および施設を設けること
- 熱中症警戒アラートのメール配信サービスの登録に努め、活用すること
https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php

② 作業時間の見直し、対策実施状況の確認

- 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取および透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと

③ 作業員等の健康状態のチェック

- 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること
- 出勤時に作業員等の体調に異常がないか確認を行うこと

④ 緊急時の対応

- 作業員等の身体に異常が見られた場合は、直ちに必要な措置（冷却や水分・塩分の補給）を行うとともに、自力で水分の補給ができない場合等は躊躇せず緊急で医療機関へ搬送すること

⑤ 工期の延長について

- 施工期間内に猛暑日が予想される場合には、熱中症防止のため休工の措置を取るために必要となる工期の延長について、受発注者間で協議のうえ、適切に対応すること